

# 経営者のみなさまへ

—拡声機の使用は時間・音量等を守りましょう—



# 商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限

商業宣伝を目的とした拡声機の使用については、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）で定める使用場所、使用時間、使用方法や音量を守ってください。

## ■使用禁止場所（条例第 96 条第 1 項・同条第 3 項、条例施行規則第 64 条・第 67 条）

次のような場所での拡声機の使用は禁止されています。

- ・ 学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲30メートルの区域内の地域
- ・ 幅員が4メートル未満の道路
- ・ 地上10メートル以上の箇所

## 使用禁止場所以外のところで拡声機を使う場合にも、次のような規制があります。

### ■使用禁止時間（条例施行規則第 67 条）

午後8時から翌日の午前9時（日曜日その他の休日は、午前10時）までの間は、拡声機の使用が禁止されています。

### ■使用方法（条例施行規則第 67 条）

同一場所において拡声機を使用する場合にあっては、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上、休止しなければなりません。

### ■規制の基準（条例施行規則第 67 条）

拡声機から発する音の大きさが、その拡声機の直下の地点から10メートル離れた場所において、次の表に掲げる値を超えないようにしてください。

（単位：デシベル）

地 域 区 分	規 制 基 準
第1・2種低層住居専用地域、田園住居地域	55
第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	60
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	70
工業地域、工業専用地域の一部	75

## 航空機宣伝放送の規制

航空機による商業宣伝放送を行う場合には、次のことを守ってください。（条例第96条第2項、条例施行規則第65条）

- ・午後5時から翌日の午前9時（日曜日その他の休日は午前10時）までの間は拡声機を使用しない。
- ・同じ地域の上空で航空機を3回以上旋回させながら拡声機を使用しない。
- ・病院、学校、図書館にスピーカーを向けて拡声機を使用しない。
- ・電力増幅器（アンプ）からスピーカーに加えられる最大入力が30ワットを超える拡声機を使用しない。

＜航空機宣伝放送の規制のお問い合わせ先＞ 大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課

## 罰則等

### ■警告及び命令（条例第99条）

条例や同施行規則の規定に違反して拡声機が使用されている場合、警告・命令を受けることがあります。

### ■罰則（条例第114条第11号）

上記の命令に従わない場合には3カ月以下の懲役又は20万円以下の罰金が科されます。

## 商業宣伝以外の拡声機の使用について

商業宣伝以外の目的で拡声機を使用する場合にも、災害時や選挙運動等のための使用を除き、周辺的生活環境を損なうことのないよう努めなければなりません。（条例第96条第4項）

拡声機を使用するときは、こんなことに注意しましょう

- ◆音が大き過ぎませんか？
- ◆よい音質ですか？
- ◆放送内容は簡潔で、話し方にも気をつけていますか？
- ◆放送をしつこく繰り返していませんか？
- ◆放送時間は長すぎませんか？
- ◆放送する時間帯に気をつけていますか？
- ◆放送する場所に気をつけていますか？
- ◆スピーカーの位置、向きや高さに気配りしていますか？
- ◆マイク、アンプ、スピーカー等は上手に選んでいますか？

最新の情報は大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課のホームページでご確認いただけます。  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/index.html>



環境農林水産部環境管理室事業所指導課  
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16  
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）21 階  
Tel 06-6210-9588